平成 24 年５月 14 日

各　位

会 社 名　ワ イ エ イ シ イ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　百瀬　武文
（コード番号　6298　東証第一部）
問合せ先　常 務 取 締 役　宮本　忠泰
（ＴＥＬ．　０４２－ ５４６－ １１６１）

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

平成 24 年５月 14 日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 24 年６月 28 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2.　株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、平成 12 年２月 21 日開催の臨時株主総会において年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とするご承認をいただいておりますが、かかる報酬枠と別枠にて、年額 50 百万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は 700 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１個あたり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、新株予約権１個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式１株あたりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、取締役会決議により割り当てる予定です。

以 上